法第２条（用語の定義）建築物

農業用温室

農業生産を目的とする農業用温室は建築物として扱わない。農業生産とは、穀物、野菜、花き、果樹、工芸作物等を生産することをいう。学校の実習用温室等のように多数の者が利用し、農業生産を目的としないものは建築物として扱う。